

# 令和6年度かながわコミュニティカレッジ運営業務受託者募集案内

令和6年1月9日

発注者 かながわ県民活動サポートセンター所長

神奈川県では、地域・社会の課題解決や地域の活性化に取り組むボランティアやNPO等の人材を育成するため「かながわコミュニティカレッジ」を開設し、多様なテーマで講座を開催しています。

令和6年度かながわコミュニティカレッジ運営業務受託者について、公募型プロポーザル方式による募集を行います。

## <参考URL>

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/komikare/koubo/komikare\\_jutakusyaboshu.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/komikare/koubo/komikare_jutakusyaboshu.html)

## 1 委託業務の名称

令和6年度かながわコミュニティカレッジ運営業務委託

## 2 委託業務の内容

別添「令和6年度かながわコミュニティカレッジ運営業務委託仕様書」のとおり

## 3 委託期間等

業務の委託期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。（契約開始日からの遡及規定あり）

ただし、事務局の開設日数は、年間190日以上で受託者が必要とする日数となります。

## 4 委託料

### (1) 上限額

26,084,000円（消費税及び地方消費税額相当分を含む。）

### (2) 対象となる経費

委託料の対象となる経費は、次の経費です。

ア 管理運営費（本事業に従事する職員の人件費（給与、手当及び保険料）、旅費、通信運搬費、消耗品費、事務局の運営に伴う電話代、インターネット利用料、パソコン等機材リース料等）

※ 県が用意する事務局スペースの光熱水費、清掃料（古紙等を除く）、害虫駆除料については、県の負担とします。

イ 受講生募集経費（印刷製本費、発送料 等）

ウ 講座開催経費（講師謝金、資料等印刷費、消耗品費、受講生保険料 等）

エ 講座実施委託料（各講座の企画実施の全部又は一部を再委託する場合の委託料）

オ 講座以外の事業に係る運営費

カ 一般管理費

## キ 消費税及び地方消費税

- ※ 法人の維持・運営に要する経費（法人事務所の賃借料、光熱費等の管理費）等、この事業と直接関わりのない経費は、対象外です。

### (3) 支払い方法等

概算払い（委託契約時に提出された事業計画及び支出計画に基づき、原則として四半期ごとに支払いを行い、事業終了後、事業実績に基づき精算します。）

本事業は、県主催講座の開催経費を、原則として受講料収入により賄うこととしています。より多くの受講生の確保を目指す必要があることから、委託費の一部について、受講者数の増減に応じて支払う仕組みとなっています。

- ※ 詳細は、7ページ「委託費の内訳及び支払い方法等について」をご一読ください。

## 5 応募資格

### (1) 資格要件

本企画提案の応募資格は次のとおりです。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しない者であること。
- イ 神奈川県競争入札への指名停止期間中の者でないこと。
- ウ 仕様書に示す業務内容を、効果的・効率的に遂行できる能力を有する者であること。
- エ 法人又は複数の法人によるグループであること。
- オ かながわコミュニティカレッジ運営委員会委員が役員に就いている団体等でないこと。
- カ 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。
- キ 直近1年間の法人県民税、法人事業税、消費税および地方消費税を完納していること。
- ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- ケ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- コ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。

※ 神奈川県暴力団排除条例により、暴力団体でないことを確認するため、応募時に代表者等の住所などを記載した調書を提出していただきます。

また、受託決定後、納税証明書、登記事項証明書又は登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）等、確認のため必要な書類を提出していただきます。

### (2) グループとして応募する場合について

- ・ 複数の法人によるグループで応募する場合は、代表となる法人を定めてください。
- ・ 単独で応募した法人は、グループ応募の構成員になることはできません。
- ・ 複数のグループにおいて、同時に構成員になることはできません。

## 6 スケジュール

- (1) 運営業務受託者募集説明会 令和6年1月12日（金）午前の部、夜間の部

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| (2) 質問書の受付       | 令和6年1月16日(火) 17時まで(締切) |
| (3) 質問に対する回答     | 令和6年1月23日(火)(予定)       |
| (4) 参加意思表明書の受付   | 令和6年1月23日(火) 17時まで(締切) |
| (5) 企画提案書の受付     | 令和6年1月31日(水) 17時まで(締切) |
| (6) プレゼンテーションの実施 | 令和6年2月26日(月)           |
| (7) 審査結果の通知      | 令和6年3月中旬(予定)           |

## 7 応募手続き

### (1) 参加意思表明書及び企画提案書等の様式の入手

応募に必要な様式は、「かながわ電子入札共同システム」または、県ホームページ「かながわコミュニティカレッジ運営業務受託者募集」からダウンロードしてください。

### (2) 運営業務受託者募集説明会の実施

運営業務受託者募集の説明会を行います。

ア 日時 令和6年1月12日(金) 午前の部 10時30分～11時30分、  
夜間の部 18時30分～19時30分

イ 会場 かながわコミュニティカレッジ講義室1  
かながわ県民センター11階(横浜駅西口徒歩5分)

ウ 予約方法 予約不要。当日会場までお越しください。

### (3) 質問の受付及び回答

企画提案書等の作成に関して質問がある場合には、e-kanagawa電子申請システムから受け付けます。

質問に対する回答は、かながわコミュニティカレッジのホームページに掲載します。

ア 提出書類 質問書(様式任意)

イ 提出期限 令和6年1月16日(火) 17時まで(締切)

ウ 提出方法 e-kanagawa電子申請システム

エ 提出先 令和6年度かながわコミュニティカレッジ運営業務受託者質問書受付フォーム  
[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-offer/offerList\\_detail?tempSeq=65011](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-offer/offerList_detail?tempSeq=65011)

オ 回答日 令和6年1月23日(火)(予定)

カ 掲載ホームページURL

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/komikare/koubo/komikare\\_jutakusyaboshu.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/komikare/koubo/komikare_jutakusyaboshu.html)

### (4) 参加意思表明書の提出

参加を希望する方は、必ず「参加意思表明書」を提出してください。参加意思表明書の提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認められません。

ア 提出書類 参加意思表明書【第1号様式】

イ 提出期限 令和6年1月23日(火) 17時まで(締切)

ウ 提出方法 e-kanagawa電子申請システム

エ 提出先 令和6年度かながわコミュニティカレッジ運営業務受託者応募フォーム（参加意思表明書提出用）

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=65013](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=65013)

※ 参加意思表明書の提出確認後、代表者等の住所などを記載した調書を提出いただきます。詳細は、別途ご連絡いたします。

※ 令和6年度講座企画提案一覧の交付申出について

令和6年度に講座実施を希望している団体の企画提案書を県でとりまとめており、参加意思表明書を提出した方が希望する場合は講座の企画提案一覧を交付します。希望する場合は、参加意思表明書の「令和6年度講座企画提案一覧の交付の希望」にチェックを付けてください。（交付時に誓約書を記載いただきます。）

**なお、講座の企画提案一覧は、本プロポーザルへの応募及び委託先として決定された場合の本業務の実施のためのみに使用することとし、転用は固く禁止します。**

## （5）企画提案書の提出

企画提案書を提出される際は、仕様で定められた内容に沿って適切に企画提案書等を作成・提出してください。

### ア 提出書類

- ・令和6年度かながわコミュニティカレッジ運営業務委託企画提案書【第2号様式】
- ・令和6年度かながわコミュニティカレッジ講座開催計画書【第3号様式】
- ・令和6年度かながわコミュニティカレッジ講座企画提案書【第4号様式】
- ・令和6年度かながわコミュニティカレッジボランティア活動未経験者層の参加促進講座（特別講座）企画提案書【第5号様式】
- ・令和6年度かながわコミュニティカレッジ運営業務委託経費見積書【第6号様式】
- ・直近1期分の法人決算書類（損益計算書、貸借対照表又はこれらに相当する計算書）

イ 提出期限 令和6年1月31日（水）17時まで（締切）

ウ 提出方法 e-kanagawa電子申請システム

エ 提出先 令和6年度かながわコミュニティカレッジ運営業務受託者応募フォーム（企画提案書等提出用）

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=65012](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=65012)

## 8 受託者の選定方法

### （1）選定方法

審査のために構成される「かながわコミュニティカレッジ運営業務受託者検討会」が、応募書類及びプレゼンテーションの内容の評価を行い、同会の意見を参考に県が最終決定をします。審査は、応募書類による第1次審査と、プレゼンテーションの内容を含む総合評価による第2次審査です。

#### ア 第1次審査（書類審査）

応募のあったすべての企画提案書のうち、見積額が県から支払う委託料の範囲内のものについて、検討会による書類審査を行います。

書類審査では、別紙の「審査基準」により点数評価を行い、第2次審査対象団体を選定します。2月下旬頃審査結果を連絡するとともに、選定された団体には2月26日(月)に実施する第2次審査の時間及び場所も併せてお知らせします。

#### イ 第2次審査（総合評価）

第1次審査で選定された団体は、プレゼンテーションを行います。第1次審査の結果と合わせて総合的に評価します。なお、第1次審査で選定した団体が1団体のみであっても、原則としてプレゼンテーションを実施いたします。

#### ※ プレゼンテーションにおける留意事項

- ・事前に提出された企画提案書（添付書類を含む）に基づきプレゼンテーションを行ってください。
- ・上記提出書類以外の資料を配布することは不可とします。
- ・検討会委員との質疑応答があります。
- ・プレゼンテーションには、本事業の事業責任者（予定者）が出席し、説明を行ってください。
- ・詳しい開催概要等は、第1次審査結果の連絡時に別途お知らせします。

#### (2) 応募が無効となる場合

以下の項目に該当する場合には、応募を無効とします。

- ア 応募資格を有しないもの
- イ 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 虚偽の内容が記載されているもの
- オ 委託料の上限額を超えているもの

#### (3) 選定結果、意見書の通知

検討会の結果を踏まえ、県は委託する団体を決定します。選考結果は、プレゼンテーションを行ったすべての団体に自団体の得点並びに決定者の総計得点を、加えて、決定者には検討会の意見を付して、通知します（3月中旬予定）。決定者については、検討会意見を可能な限り事業計画に反映させるよう努めてください。

なお決定後、決定者の名称及び事業所所在地を県のホームページで公表します。

### 9 契約

決定者は、かながわ県民活動サポートセンター所長と契約を締結することとします。

決定者が辞退した場合は、次の順位の団体と契約を締結することとします。

契約の締結は、4月上旬を予定しています。かながわ県民活動サポートセンターと適宜協議を行いながら業務を実施してください。

※ 応募のあった事業計画の内容や委託料の額については、調整を行う場合があります。

### 10 留意事項

(1) 応募及びプロポーザル参加にかかる経費は、応募者の負担とします。

(2) 提出期限後における書類の差替え及び再提出は認めません。ただし、応募書類の記載事項に軽

微な不備及び不足があった場合については、別途指示をします。

- (3) 応募書類に記載いただいた個人情報には本選考にのみ使用し、個人情報保護法その他の関係法令の規定に基づき、厳正に取り扱います。また、提出された書類は選定以外の目的には無断で使用しません。
- (4) 本委託業務を受注した場合、受託者は、企画提案書に基づき、県及び講座企画実施団体と各講座の開催予定日、募集期間、講座開催場所等を調整し、契約締結後10日以内（土日祝日を除く）に、講座実施計画書を県に提出してください。
- (5) 本事業は、令和6年度神奈川県当初予算において、当事業の予算が措置された場合にのみ事業化される停止条件付きの公募です。当事業の予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、効力は発生しません。

#### 《添付資料》

令和6年度かながわコミュニティカレッジ運営業務企画提案の審査基準及び配点

(第1号様式) 参加意思表明書

(第2号様式) 令和6年度かながわコミュニティカレッジ運営業務委託企画提案書

(第3号様式) 令和6年度かながわコミュニティカレッジ講座開催計画書

(第4号様式) 令和6年度かながわコミュニティカレッジ講座企画提案書

(第5号様式) 令和6年度かながわコミュニティカレッジボランティア活動未経験者層の参加促進講座（特別講座）企画提案書

(第6号様式) 令和6年度かながわコミュニティカレッジ運営業務委託経費見積書

令和6年度かながわコミュニティカレッジ運営業務委託仕様書

(参考資料1) かながわコミュニティカレッジ年度別開催講座数・受講者数

(参考資料2) 令和4年度かながわコミュニティカレッジ実施結果と評価

(参考資料3) 令和4年度修了生アンケート調査結果報告書

(参考資料4) 令和5年度かながわコミュニティカレッジ受講実績報告書

(参考資料5) 令和6年度かながわコミュニティカレッジ講座企画提案募集案内

「委託費の内訳及び支払い方法等について」

## 1 委託費の内訳

委託費は次の2つに分けて計算し、お支払いします。

- (1) 仕様書に定められた業務を実施するための費用及び県が設定した主催講座の計画延べ受講者数(以下「計画値」という。)を達成するための費用を「計画値分」とします。

(注) 延べ受講者数(人・コマ)=[各講座の受講者数×各講座のコマ数]の全合計

なお、令和6年度の計画値は、4,320人・コマとします。

- (2) 計画値を超える分について、受託者が提案する(人・コマ当たりの)単価を基に延べ受講者数の実績に応じて支払う費用を「実績連動分」とします。

実績連動分は、延べ受講者数の実績が計画値を超えた場合に、1人・コマ上回るごとに受託者の提案単価×1.10円(円未満切捨て)を支払います。

計画値分は、県の一般財源及び受講料収入を原資に、実績連動分は、受講料収入を原資に支払います。

## 2 委託費の上限

委託費の上限(総額) 26,084,000 円 (うち消費税等 2,371,273 円)

うち、計画値分の上限 23,447,000 円 (うち消費税等 2,131,546 円)

うち、実績連動分の上限 2,637,000 円 (うち消費税等 239,728 円)

計画値を超える分についての(人・コマ当たりの)提案単価の上限 819円(税抜)

(※提案単価×1.10円(円未満切捨て) 例:819円×1.10=900円)

## 3 見積書作成の方法

(別添参考見積書参照)

- (1) 仕様書に定められた業務を実施するための費用及び計画値を達成するための費用を2の計画値分の上限以内で見積もってください。

- (2) 実績連動分については、延べ受講者数が7,250人・コマ(計画値を2,930人・コマを超える)の場合について、見積書を作成していただきます。

提案者の掲げる延べ受講者数の達成目標にかかわらず、次の式により見積もってください。

( (提案単価、上限819円) × 1.10(円未満切捨て) × 2,930人・コマ = 円)

- (3) 見積書に記載する総計は、(1)と(2)の合計額とします。

## 4 委託費(契約金額)の減額等

延べ受講者数の実績が計画値である4,320人・コマを下回った場合、県は、計画値を下回ることにより生ずる受講料収入の減収分相当額(下記の式参照)は、支払いません(事業終了時の精算により、受託者は、減収分相当額を県に戻入(返金)します)。

減収分相当額(消費税等を含む)

= 受講料単価(900円) × (計画値4,320人 - 実績延べ受講者数)

受託者は、定期的に(8月末・11月末・翌1月末・3月末の4回)、既に開講した各講座の受講者数の実績及び事業終了時の延べ受講者数の見込みを県に報告することとします。

また、この定期報告で、事業終了時の延べ受講者数の見込みが4,320人・コマを下回る場合、受託者は、事業計画、支出等の見直し(広報媒体の変更、消耗品・印刷物等の購入の節減、一部講座の

中止等) のために、県と協議を行うことができます。

協議の結果、事業計画見直しにより減収(見込み)分相当額以上となるように支出の節減を行う場合は、契約期間中に、事業計画の一部変更を含む契約の一部(減額)変更契約を行うことができることとします。

## 5 支払い方法

計画値分の額は、概算払い(委託契約時に提出された事業計画及び支出計画に基づき、原則として四半期ごとに支払い)を行い、事業終了後、精算を行います。

実績連動分の額は、3月末の延べ受講者数の実績報告に基づく県の検査完了後、受注者の適法な請求書を受領した日から30日以内に支払います。

